

鹿児島工業高等専門学校社会人学生の学習等支援に関する申合せ

令和7年9月2日

専攻科委員会承認

(趣旨)

第1条 この申合せは、鹿児島工業高等専門学校専攻科に入学する社会人学生の学習及び学校生活の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この申合せにおいて、社会人学生とは、本校の社会人特別選抜試験に合格し、本校に入学を許可された者をいう。

(指導教員)

第3条 社会人学生の学習及び学校生活に関して、必要な指導助言を与えるため、社会人学生指導教員を置く。

2 社会人学生指導教員は、社会人学生の所属する専攻の長をもって充てる。

(学習支援)

第4条 社会人学生指導教員は、科目担当教員と協力の上、社会人学生に対し必要に応じて次の各号の学習支援を行う。

- (1) 本校入学前に、基礎的な科目に関する予備学習の支援
- (2) 本校入学後に、学力不足と判断した科目に関する補講等の支援

(チューター)

第5条 社会人学生の学習上の援助及び学校生活上の助言を行うため、チューターを置くことができる。

2 チューターは、社会人学生の所属する専攻の学生の中から、社会人学生指導教員が委嘱する。

附 則

この申合せは、令和7年9月2日から施行する。